

上海自由貿易試験区臨港新片区における実質的な活動の判定基準を明確化

2023年7月
第20号

概要

「中華人民共和国財政部、国家税務総局による中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区の重点産業企業の新得税政策に関する通知」(財税[2020]38号、以下「38号通知」)に関連する規定によると、2020年1月1日より、上海自由貿易試験区臨港新片区(以下、「臨港新片区」)において集積回路、人工知能、バイオ医薬、民間航空等の重点分野のコア技術に係る製品(技術)業務に従事し、実質的な生産または研究開発活動を行う、要件を満たす企業は、設立日から5年間、企業所得税15%の優遇税率が適用されています。

臨港新片区での質の高い発展を促進するため、国家税務総局上海市税務局等の部門は2023年6月13日に共同で「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区の重点産業企業の実質的な生産または研究開発活動に係る事項に関する公告」¹(国家税務総局上海市税務局、上海市財政局、上海市経済和信息化委員会、中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区管委會[2023]1号。以下、「1号公告」)を公布しました。1号公告では、臨港新片区に登記し、臨港新片区の重点産業企業所得税優遇を申告する企業は、臨港新片区にて実質的な生産または研究開発活動を行う必要があること、また、「固定的な生産経営地」、「固定的な従業員」、「ソフト・ハードウェアによるサポート条件の具備」という3つの側面から実質的な生産または研究開発活動の具体的な要件について説明しています。さらに、「実質的な生産または研究開発活動」に適合しない3つの状況を明記しています。

本稿では、1号公告の主な内容及びその解釈²を簡潔に紹介します。

詳細

「実質的な生産または研究開発活動」の具体的な要件の明確化

1. 固定的な生産経営地が臨港新片区に所在している

1号公告	1号公告に対する解釈
生産経営地が臨港新片区にある、即ち企業が臨港新片区に固定的な生産経営地及び生産または研究開発活動に必要な設備、施設等を有し、主要な生産または研究開発活動拠点が臨港新片区にあり、当該企業名義で関連する契約を対外的に締結している。	<ul style="list-style-type: none"> 企業は臨港新片区において、購入またはリース等の方法で固定的な生産経営地を保有するとともに、臨港新片区における土地、経営地の不動産権証明またはリース契約等の証憑を有し、生産経営地には、生産または研究開発活動に使用される設備、施設等が具備され、主要な生産または研究開発活動拠点が臨港新片区であり、当該企業名義で関連する契約を対外的に締結している。

1号公告	1号公告に対する解釈
<p>同時に、企業の会計証憑、会計帳簿及び財務諸表等の会計に係る文書資料は臨港新片区で保管しており、企業の基本預金口座及び主要営業業務の決済銀行口座は臨港新片区に開設されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の会計証憑、会計帳簿及び財務諸表等の会計資料は臨港新片区で保管する。会計資料には、企業が会計処理等の過程で受領、または作成された、企業の事業活動を記録、反映し、保存価値を有する文字、画像といった各形式の資料が含まれる。紙媒体で保存する場合、臨港新片区で保管する必要がある、電子形式で保存する場合は臨港新片区で閲覧できるようにする必要がある。財務シェアードサービスセンターモデルを採用する企業は、審査の要求に従い、関連する会計資料を提供しなければならない。 • 企業の基本預金口座及び主要営業業務の決済を行う銀行口座は臨港新片区で開設しなければならない。 <p>PwCの見解: 臨港新片区における「第14次五カ年計画」では、「世界レベルの先進的製造業クラスターの構築」に重点を置いており、その他の特区と差別化された発展及び優位性を生み出しています。これは主に臨港新片区の企業所得税優遇の対象が重点産業に従事し、実質的な生産または研究開発活動を行う法人であることを反映しています。15%の優遇税率を実施している中国のその他の特区(海南自由貿易区、横琴粵澳深度合作区、前海深港現代服務業合作区、平潭綜合実験区等)と比べると、臨港新片区は実質的な運営に重点を置いています。</p> <p>また、臨港新片区の税制優遇は同地区内の法人にのみ適用されることに留意が必要です。換言すれば、企業が区内に分公司を設立するだけでは優遇を適用することができません。これは臨港新片区と15%の税制優遇を実施しているその他の特区との重要な違いの一つです。</p>

2. 固定人員が臨港新片区で就労している

1号公告	1号公告に対する解釈
<p>企業の生産または研究開発活動に従事する従業員が臨港新片区で実際に就労しており、従業員の給与は当該企業が臨港新片区で開設した銀行口座を通じて支払われ、従業員の社会保険料の50%超が臨港新片区に所在する行政区で納付されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員には、企業と労働関係を構築した労働者及び企業が受け入れた派遣社員を含む。従業員数は、企業の四半期平均値によって確定される。具体的な算式は以下の通り。 $\text{四半期平均値} = (\text{四半期の期首値} + \text{四半期の期末値}) \div 2$ $\text{年間四半期平均値} = \text{年間における各四半期平均値の和} \div 4$ • 年度の途中で事業活動を開始または終了した場合、実際の事業活動期間を一課税年度として、上記の指標を確定する。 <p>PwCの見解: 1号公告では、企業は従業員の社会保険料の50%超を臨港新片区で納付する必要があるものの、その他の特区とは異なり、従業員の社会保険料の納付時期に関する要件はありません。企業は条件を満たすため、実際のビジネスモデルに従い、従業員の社会保険料納付地を設定する必要があります。また、「企業の生産または研究開発活動に従事する従業員」の範囲について、企業は実際の状況を考慮し、事前に主管当局と協議することを推奨します。</p>

3. ソフト・ハードウェアによるサポート条件が臨港新片区に所在している

1号公告	1号公告に対する解釈
企業がソフト・ハードウェア資産の所有権または使用权を有し、臨港新片区で実際に使用していること。また、当該ソフト・ハードウェア資産が企業の生産または研究開発活動に適合していなければならない。	なし。 PwCの見解: 1号公告では、「ソフト・ハードウェア資産によるサポート条件」に関する詳細な説明はありません。実務上、ソフト・ハードウェア資産が企業の生産または研究開発活動に適合するか否かについては、個別に検討する必要があります。

「実質的な生産または研究開発活動」に該当しない3つの状況の明確化

上記の実質的な活動を判定する規定に加えて、1号公告では「実質的な生産または研究開発活動」として該当しないとみなす以下の3つの状況を明確にしています。

- 企業は臨港新片区に登記設立しているが、その生産経営地、従業員、ソフト・ハードウェア資産のいずれか1つが臨港新片区に所在していない場合。
- 企業が重要な事業転換を行い、実質的な生産または研究開発活動を行わず、財務決算、納税申告、発票発行等の補助的な業務のみを行う場合。
- 企業の生産経営地が臨港新片区外に移転した場合。

その他の特区の実質的な活動要求と同様に、1号公告では生産経営地、従業員、ソフト・ハードウェア資産等のいずれか1つが臨港新片区に存在しない場合、認定を受けることは出来ないものとしています。

後続の管理

国家税務総局上海市税務局、上海市財政局、上海市経済・信息化委員会、中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区管理委員会等の4部門は日常管理連動制度を通じて、優遇政策を享受している企業の実質的な生産または研究開発活動の実施状況に対して後続の管理を行い、当年度に新たに優遇政策を享受する企業に対して全面的な審査を実施し、既に優遇政策を享受している企業に対しては一定の割合で抽出調査を行うことで、臨港新片区における重点産業企業の所得税優遇資格リストを調整します。

また、企業に再編または経営上の変化(合併、分割、移転等)が生じた場合、実質的な活動に影響を及ぼすか改めて確認する必要があります。実質的な活動要件を満たさなくなるような重要な変化が生じた場合、税務上の取扱いが明確に定められていないことから、企業は主管税務当局との協議が必要と考えます。

まとめ

2019年8月、国務院は「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区全体案」を正式に公布しました。臨港新片区は「特別経済機能区」として位置付けられ、投資及び貿易の自由化を中心とした体制の構築を目標とし、国際競争力のある税制及び政策の実施を提起しました。その一年後、臨港新片区における重点産業企業の企業所得税優遇政策(38号通達)が正式に実施されました。同通達は企業所得税の優遇税率15%を享受する企業は、臨港新片区で実質的な生産または研究開発活動を行う必要があるものの、その判定基準は明確化されませんでした。今回の1号公告では、実質的な生産または研究開発活動の要件を明確化し、企業が実質的な活動の要件を満たすかどうか自ら判断できるようになったことで、税務の確実性を向上及び臨港新片区の質の高い発展を促進するものとなります。

その他の特区(海南自由貿易区、横琴粵澳深度合作区、前海深港現代服務業合作区、平潭綜合実験区等)による実質的な活動要件と比較すると、1号公告は総会社が関与する場合における実質的な活動の判断基準について言及していません。臨港新片区の重点産業に対する優遇税制は、規定を満たす企業のみ適用されることを考慮すると、臨港新片区外の総会社が同区内に設立した分公司はこの優遇を享受することができません。区内にある総会社が区外に分公司を設立したことにより、総会社と分公司で税率が異なる地域にある場合、総公司及び分公司は「国家税務総局による『地域を跨いだ経営の企業所得税一括納税における徴税管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2012]57号)の規定に基づき、総公司及び分公司の課税所得及び税額を計算する必要があるか否かについて、通達では明らかにされていません。これに加えて、1号公告は社会保険料納付時期に関して規定されておらず、企業が保管すべき資料も明確にされていません。実務上、企業におかれては、実質的な生産または

研究開発活動を適切に証明するため、より多くの資料を保管することを推奨します。具体的には、生産経営地の不動産権利証明やリース証明、生産経営、財務、人事に係る意思決定に係る議事録、従業員名簿、労働契約や雇用契約、社会保険料納付の証明、帳簿資料、銀行口座開設に関する資料、開設された銀行決済口座リスト、財産状況説明などが挙げられます。

留意すべき点としては、日常管理連動制度では、当年度新たに優遇政策を享受する企業に対して全面的な審査を実施するだけでなく、優遇政策を享受している既存企業に対しても、一定の割合で抽出調査を実施することが要求されている点です。従い、既に臨港新片区で 15%の優遇税率を享受している企業におかれては、1 号公告の具体的な要件を参照し、近年の業務運営形態を確認することを推奨します。企業自身での判断が困難である場合、第三者の専門機関に協力を求めることも選択肢となります。PwC は引き続き、税制政策の公布に注目し、政策の実施詳細及び PwC の見解を適時に共有します。

注釈

1. 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区の重点産業企業の実質的な生産または研究開発活動に係る事項に関する公告」(国家税務総局上海市税務局、上海市財政局、上海市経済和信息化委員会、中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区管委會[2023]1号)
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfgk/qysds/202306/t467397.html>
2. 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区の重点産業企業の実質的な生産または研究開発活動に係る事項に関する公告」解釈
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcjd/202306/t467396.html>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、下記の **PwC 税務・ビジネスコンサルティングチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

任穎麟

PwC 中国中部税務 主管パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

朱虹

PwC 中国中部企業税務 主管パートナー

+86 (21) 2323 3071

ray.zhu@cn.pwc.com

袁良健

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング パートナー

+86 (21) 2323 2747

bill.yuan@cn.pwc.com

唐慈明

PwC 中国総合ビジネスコンサルティング パートナー

+86 (21) 2323 2132

terry.cm.tang@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は2023年7月27日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国大陸及び香港地区の **PwC 中国タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港地区、シンガポール及び台湾地区の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することでPwCの専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びにPwCに関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港地区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2023 年 普華永道 著作権所有。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、その他のメンバーファームの作為又は不作為に対し一切の責任を負いません。

上海自贸区临港新片区明确实质性活动判定标准

二零二三年七月
第二十期

摘要

根据《财政部、税务总局关于中国（上海）自贸试验区临港新片区重点产业企业所得税政策的通知》（财税[2020]38号，以下简称“38号文”）相关规定，自2020年1月1日起，新片区内从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等关键领域核心环节相关产品（技术）业务，并开展实质性生产或研发活动的符合条件的法人企业，自设立之日起5年内减按15%的税率征收企业所得税。

为促进临港新片区高质量发展，国家税务总局上海市税务局等部门于2023年6月13日联合发布《关于中国（上海）自由贸易试验区临港新片区重点产业企业实质性生产或研发活动有关问题的公告》¹（国家税务总局上海市税务局、上海市财政局、上海市经济和信息化委员会、中国（上海）自由贸易试验区临港新片区管委会[2023]1号，以下简称“1号公告”），明确注册登记在新片区并申报新片区重点产业企业所得税优惠资格的法人企业，需在新片区内开展实质性生产或研发活动，并从“固定生产经营场所”、“固定工作人员”、“具备相匹配的软硬件支撑条件”三个方面对实质性生产或研发活动的具体要求作了进一步说明，并列出了三种不符合实质性生产或研发活动的情形。1号公告自2023年1月1日起执行。

本文介绍1号公告及其解读的²主要内容，并分享我们的观察。

详细内容

明确“实质性生产或研发活动”的具体要求

1. 固定生产经营场所在新片区

1号公告	1号公告的官方解读及普华永道观察
生产经营场所在新片区，即企业在新片区拥有固定生产经营场所和必要的生产或研发活动设备设施等，主要生产或研发活动地点在新片区，并以本企业名义对外订立相关合同。	<ul style="list-style-type: none">企业在新片区通过购买或租赁等方式拥有固定生产经营场所，且具有新片区土地、经营场所产权证明或租赁合同等相关凭证，生产经营场所具备从事生产或研发活动的设备设施等，主要生产或研发活动地点在新片区，并以本企业名义对外订立相关合同。

1号公告	1号公告的官方解读及普华永道观察
<p>同时企业会计凭证、会计账簿和财务报表等会计档案资料存放在新片区，企业的基本存款账户和进行主营业务结算的银行账户开立在新片区。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企业会计凭证、会计账簿和财务报表等会计档案资料存放在新片区。会计档案资料包括企业在进行会计核算等过程中接收或形成的，记录和反映企业经济业务事项，具有保存价值的文字、图形等各种形式的资料，如果是纸质保存的应当存放在新片区，如果是电子形式保存的应当能够在新片区提供查阅。采取财务共享中心模式核算财务的企业，应当按照审核的要求，提供相关会计档案资料。 企业的基本存款账户和进行主营业务结算的银行账户开立在新片区。 <p>普华永道观察：临港新片区“十四五规划”以“打造世界级先进制造业集群”为主要任务，并与其他特殊区域形成了差异化发展及优势互补。这主要体现在临港新片区企业所得税优惠面向从事重点产业并开展实质性生产或研发活动的法人企业。这与中国目前其他实行15%优惠税率的特殊区域（如海南自贸区、横琴粤澳深度合作区、前海深港现代服务业合作区、平潭综合实验区等）对实质性运营的侧重点不同。</p> <p>此外，须注意，临港新片区的税收优惠仅针对区内法人企业。换言之，如果企业仅在区内设立分支机构，无法适用优惠，这也是临港与其他特殊区域15%税收优惠的重要区别之一。</p>

2. 固定人员在新片区

1号公告	1号公告的官方解读
<p>满足企业生产或研发活动需要的从业人员在新片区实际工作，从业人员的工资薪金通过本企业在新片区开立的银行账户发放，50%以上从业人员的社会保险在新片区所在行政区缴纳。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 从业人员，包括与企业建立劳动关系的职工人员和企业接受的劳务派遣人员。从业人数按企业全年的季度平均值确定，具体计算公式如下： $\text{季度平均值} = (\text{季初值} + \text{季末值}) \div 2$ $\text{全年季度平均值} = \text{全年各季度平均值之和} \div 4$ 年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。 <p>普华永道观察：1号公告要求企业50%以上从业人员的社保在新片区缴纳，但并未像其他特殊区域对这些人员缴纳社会保险的时间提出要求。企业须结合实际业务模式安排好从业人员的社保缴纳地以满足该条件。此外，还建议企业根据实际情况与主管当局提前沟通“满足企业生产或研发活动需要的从业人员”的范畴。</p>

3. 软硬件支撑条件在新片区

1号公告	1号公告的官方解读
<p>企业拥有软硬件资产的所有权或使用权并在新片区实际使用，且该软硬件资产需与企业的生产或研发活动相匹配。</p>	<p>无。</p> <p>普华永道观察：1号公告未就“软硬件支撑条件”作进一步解读。实践中，软硬件资产是否与企业的生产或研发活动相匹配可能需要个案探讨。</p>

明确三种不符合“实质性生产或研发活动”的情况

除上述正向判定实质性活动的规定外，1号公告还明确以下三种情况直接视为不符合“实质性生产或研发活动”：

- 企业在新片区注册登记，其生产经营场所、工作人员、软硬件资产等**任一项**不在新片区；
- 企业发生重大业务转型，不再承担实质性生产或研发活动职能，仅承担财务结算、申报纳税、开具发票等辅助功能；
- 企业生产经营场所迁出新片区。

与其他特殊区域的实质性活动要求类似，1号公告直接否决了生产经营场所、工作人员、软硬件资产等任一项不在片区的情况。

后续管理

国家税务总局上海市税务局、上海市财政局、上海市经济和信息化委员会、中国（上海）自由贸易试验区临港新片区管委会等四部门通过日常管理联动机制，对享受优惠政策企业开展实质性生产或研发活动情况进行后续管理，对当年度新增享受企业实施“全覆盖”核查，对存量企业按照一定比例抽查，动态调整新片区重点产业企业所得税优惠资格名单。

除此之外，若企业发生重组与经营变化（如合并分立、迁址等），也需要重新审视是否影响实质性活动。当企业发生重大变化导致不再符合实质性活动要求时，如何进行税务处理（如以发生变化当月还是当年来判断不得再享受税收优惠的时点、发生变化之前享受的税收优惠是否需要补税等）并不清晰，企业需要与主管税务机关进一步沟通。

注意要点

2019年8月，国务院正式公布《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案》。临港新片区定位为“特殊经济功能区”，以建立以投资贸易自由化为核心的制度体系为目标，并提出实施具有国际竞争力的税收制度和政策。一年后，临港新片区重点产业的企业所得税优惠政策（即38号文）正式落地。政策要求享受企业所得税优惠税率（即15%）的企业在临港新片区开展实质性生产或研发活动，但未明确实质性生产或研发活动的判定标准。此次1号公告明确了实质性生产或研发活动的要求，有助于企业自行判断是否满足实质性活动要求，提高税收确定性，促进临港新片区的高质量发展。

相较于其他特殊区域（如海南自贸区、横琴粤澳深度合作区、前海深港现代服务业合作区、平潭综合实验区等）的实质性运营要求，1号公告未提及涉及总分支机构的情况下如何判断实质性活动。考虑到临港新片区重点产业税收优惠政策仅适用于符合规定的**法人企业**，区外总机构在区内设立的分支机构无法享受优惠。若区内总机构在区外设有分支机构，导致总分机构处于不同税率地区，总分机构是否按照《国家税务总局关于印发〈跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理办法〉的公告》（国家税务总局公告[2012]57号）的规定，计算总分机构应纳税所得额和税款，文件尚未明确。除此之外，1号公告并未对从业人员的数量和缴纳社保时长做硬性规定，也未明确列出所需的留存资料。实务中，我们建议有意享受优惠的企业尽量保存更多的材料，以便更充分地证明实质性生产或研发活动，例如生产经营场所的产权或租赁证明，生产经营决策、财务决策、人事决策的会议纪要，从业人员名单、劳动合同或聘用协议、有关社保缴纳证明材料，账务资料、银行开户资料、已开立银行结算账户清单，以及财产情况说明。

需注意的是，日常管理联动机制除了要求对当年度新增享受企业实施“全覆盖”核查，对存量企业也会按照一定比例抽查。因此，我们也建议已在临港新片区享受15%优惠税率的企业参考1号公告的具体要求检视企业近年的业务运营模式，避免受到主管税务机关的质疑。企业若自行判定有困难，可寻求第三方专业机构的协助。普华永道团队将持续关注相关税收政策的出台，并及时与您分享政策落实细节与我们的观察。

注释

1. 《关于中国（上海）自由贸易试验区临港新片区重点产业企业实质性生产或研发活动有关问题的公告》（国家税务总局上海市税务局、上海市财政局、上海市经济和信息化委员会、中国（上海）自由贸易试验区临港新片区管委会[2023]1号）
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcfqk/qysds/202306/t467397.html>
2. 《关于中国（上海）自由贸易试验区临港新片区重点产业企业实质性生产或研发活动有关问题的公告》的解读
<https://shanghai.chinatax.gov.cn/zcfw/zcid/202306/t467396.html>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

任颖麟

普华永道中国中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

朱虹

普华永道中国中部企业税主管合伙人

+86 (21) 2323 3071

ray.zhu@cn.pwc.com

袁良健

普华永道中国税务与商务咨询合伙人

+86 (21) 2323 2747

bill.yuan@cn.pwc.com

唐慈明

普华永道中国综合商务咨询合伙人

+86 (21) 2323 2132

terry.cm.tang@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2023年7月27日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。